

# 秋季全国火災予防運動

2020年度全国統一防火標語

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

11月9日⑨から15日⑩まで、秋季全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、市民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。



## ◆住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

住宅からの出火を防止するため以下の7点について注意してください。

### ☆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### ☆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類、カーテンなどは、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## ◆設置は済んでいますか

火災の発生に早く気づき、速やかに避難するため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

大切な家族の命や家財を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

## ◆住宅用火災警報器、設置後のお手入れは必要?

せっかく住宅用火災警報器を取り付けても、いざというときに作動しなかったら意味がありません。1カ月に1回程度作動点検をしましょう。

点検方はひも式とボタン式があり、機種によって異なります。取扱説明書を確認してから点検してください。また、ホコリが入ると誤作動を起こすことがあるので、掃除も実施しましょう。

## △火災以外で鳴るケース▽

住宅用火災警報器は火災以外にも鳴ることがあります。その主な原因として、故障や電池切れが考えられます。

故障や電池切れは警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種で異なりますので説明書などで確認してください。

購入時に、住宅用火災警報器のメーカーやお店を控えておくといでしょう。

## ◆住宅用火災警報器の普及調査

秋季全国火災予防運動に伴って、管内の住宅へ訪問して、住宅用火災警報器の普及調査を行います。調査のため11月下旬まで消防署員が訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくは、管轄の消防署へ。

## ◆老朽化した消火器に注意

老朽化による破裂事故などを防止するため、ご家庭にある消火器の確認をお願いします。

なお、消火器リサイクルシステムの開始により消防署では消火器の回収が出来なくなりました。廃棄するときは、消火器取扱店またはホームセンターなどに問い合わせてください。

※住宅用火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。消防職員が消火器や住宅用火災警報器の販売を行うことはありません。「怪しいな」「おかしいな」と思ったら、神崎町まちづくり課産業係（☎2114）へ相談してください。



## ▼問合せ

成田市消防本部予防課

☎0476-20-1591